

# 金ケ崎町農業委員会議事録

令和 8 年 7 月 17 日午後 1 時 30 分から令和 8 年第 7 回金ケ崎町農業委員会を、金ケ崎町役場 4 階大会議室に招集して開催した。

1. 本会議に出席した委員は 17 名で次のとおりである。

|          |           |          |           |
|----------|-----------|----------|-----------|
| 第 1 番委員  | 坂 井 聡     | 第 11 番委員 | 高 橋 新 一   |
| 第 2 番委員  | 小 野 ま り 子 | 第 12 番委員 | 佐 藤 浩 幸   |
| 第 3 番委員  | 宮 本 賢     | 第 13 番委員 | 佐 藤 祝     |
| 第 4 番委員  | 倉 田 和 久   | 第 14 番委員 | 山 路 和 弘   |
|          |           | 第 15 番委員 | 小 坂 倫 充   |
|          |           | 第 16 番委員 | 小 岩 野 悦 子 |
| 第 7 番委員  | 高 橋 重 貴   | 第 17 番委員 | 小 嶋 教 三   |
| 第 8 番委員  | 及 川 宏 和   | 第 18 番委員 | 田 口 敏     |
| 第 9 番委員  | 有 住 寿 哉   | 第 19 番委員 | 高 橋 正 則   |
| 第 10 番委員 | 高 橋 義 隆   | 第 20 番委員 | 菊 地 成 壽   |

2. 本会議を欠席した委員は 1 名である。

第 5 番委員 渡 辺 好 章

3. 本会議に出席した者は次のとおりである。

|         |         |
|---------|---------|
| 事 務 局 長 | 関 口 潤   |
| 事務局長補佐  | 及 川 博   |
| 係 長     | 田 尻 和 稔 |
| 主 査     | 巴 春 菜   |

4. 本会議の提出案件は次のとおりである。

議案第 1 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請審議について  
議案第 2 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見の決定について  
議案第 3 号 農用地利用集積等促進計画の作成要請の決定について  
議案第 4 号 令和 8 年度金ケ崎町農地パトロールの実施について

5. 本会議の書記は次のとおりである。

|     |         |
|-----|---------|
| 係 長 | 田 尻 和 稔 |
| 主 査 | 巴 春 菜   |

|             |                            |                                                                                                                   |
|-------------|----------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 議           | 長                          | 只今から令和 8 年第 7 回金ケ崎町農業委員会会議を開会いたします。<br>時間 13 時 30 分                                                               |
| 議           | 長                          | 5 番渡辺好章委員から欠席の届出があります。<br>只今の出席委員は、18 名であります。<br>定足数に達しておりますので、金ケ崎町農業委員会会議規程第 11 条の規定により会議は成立いたしました。              |
| 議           | 長                          | 日程第 1、議事録署名人及び書記の指名を行います。会議の議事録署名人及び書記は、会議規程第 14 条の規定により、議長において指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。<br>———なしの声あり———            |
| 議           | 長                          | 異議なしと認め、議事録署名人には 18 番田口敏委員、19 番高橋正則委員を、書記には事務局を指名いたします。                                                           |
| 議           | 長                          | 日程第 2、会期の決定についてお諮りします。本会議の会期は、本日午後半日間としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。<br>———なしの声あり———                                    |
| 議           | 長                          | 異議なしと認め、会期は本日午後半日間と決定しました。                                                                                        |
| 議<br>事<br>議 | 長<br>務<br>局<br>長<br>長<br>長 | 日程第 3、諸般の報告に入ります。事務局長報告を求めます。<br>【別添報告書に基づいて事務局長朗読説明】<br>報告が終わりました。<br>これより質疑に入ります。質疑ございませんか。<br>———なしの声あり———     |
| 議           | 長                          | 質疑がないようですので、諸般の報告を終わります。                                                                                          |
| 議           | 長                          | 日程第 4、議案第 1 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請審議についてを議題とします。<br>事務局説明を求めます。                                                 |
| 事<br>務<br>議 | 局<br>長                     | 【事務局 朗読説明】<br>説明が終わりました。<br>ここで、番号 2 番の案件について、7 番高橋重貴委員が、農業委員会等に関する法律第 31 条に該当しておりますので退席を命じます。<br>———第 7 番委員退席——— |
| 議           | 長                          | これより、番号 2 番の案件について、質疑に入ります。質疑ございませんか。<br>———なしの声あり———                                                             |
| 議           | 長                          | 質疑なしと認めます。<br>討論に入ります。討論ございませんか。<br>———なしの声あり———                                                                  |
| 議           | 長                          | 討論なしと認めます。<br>質疑・討論を打ち切り、採決いたします。                                                                                 |

議 長 番号2番の案件について原案のとおり決定することに賛成する委員の挙手を求めます。  
——委員挙手——

議 長 挙手全員であります。  
よって、本案件は原案のとおり決定しました。  
7番高橋重貴委員の入席を許します。  
——第7番委員入席——

議 長 7番高橋重貴委員の案件については、原案のとおり決定しました。  
これより、番号1番の案件について、質疑に入ります。質疑ございませんか。  
——なしの声あり——

議 長 質疑なしと認めます。  
討論に入ります。討論ございませんか。  
——なしの声あり——

議 長 討論なしと認めます。  
質疑・討論を打ち切り、採決いたします。  
議案第1号農地法第3条第1項の規定による許可申請審議について、許可に賛成する委員の挙手を求めます。  
——委員挙手——

議 長 挙手全員であります。  
よって、当案件は、許可することに決定しました。

議 長 日程第5、議案第2号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定についてを議題とします。  
事務局説明を求めます。

事務局 局長 【事務局 朗読説明】  
説明が終わりました。  
つづいて、現地調査の報告を求めます。  
番号1番の案件について、14番山路和弘委員より報告願います。  
14番山路です。番号1番の案件について、現地調査の報告をいたします。  
7月14日の午後に、南方地区の高橋義隆委員、佐藤浩幸委員と事務局の田尻係長と現地調査に行ってきました。  
譲受人である[ ]が貸駐車場を整備するため、譲渡人である[ ]所有の田を売買により取得し、永久転用しようとするものです。  
農地転用の許可基準である立地基準についてですが、申請地は、都市計画法上の用途地域内に指定されているため、第3種農地に該当することから、農地転用の制限を特に受ける場所ではありません。  
一般基準についてですが、関連法令の許認可の見込みがあり、計画に見合う資金の裏付けがあることから、事業実施の確実性があることを確認しました。

第14番委員

また、周辺農地への被害防除措置としては、隣接する農地が無く周辺は宅地化しておりますが、申請地北側の水路は、蓋掛けU字側溝を整備し、敷地内は、盛土整地、碎石敷とし、雨水排水を地下浸透とする計画であることから土砂の流出、崩壊その他の災害を発生させるおそれ、農業用排水施設の機能に支障を生じるおそれはないものと考えられます。

以上のとおり許可基準を満たしていることから、農地転用は、許可相当であると判断いたしました。

以上で現地調査の報告を終わります。

ご苦労様でした。

次に、番号2番の案件について、12番佐藤浩幸委員より報告願います。

議 長

第 1 2 番 委 員

12番佐藤です。番号2番の案件について、現地調査の報告をいたします。

7月14日の午後に、南方地区の高橋義隆委員、山路和弘委員と事務局の田尻係長と現地調査に行ってきました。

譲受人である[ ]が宅地分譲地を造成するため譲渡人である[ ]所有の田を売買により取得し、永久転用しようとするものです。

農地転用の許可基準である立地基準についてですが、申請地は、都市計画法上の用途地域内に指定されているため、第3種農地に該当することから、農地転用の制限を特に受ける場所ではありません。

一般基準についてですが、関連法令の許認可の見込みがあり、計画に見合う資金の裏付けがあることから、事業実施の確実性があることを確認しました。

また、周辺農地への被害防除措置としては、隣接する農地はありませんが、敷地内は道路より敷地を低く転圧整地するとともに、東側、南側、北側に隣接する水路にはU字側溝を設置する計画であることから土砂の流出、崩壊その他の災害を発生させるおそれ、農業用排水施設の機能に支障を生じるおそれはないものと考えられます。

以上のとおり許可基準を満たしていることから、農地転用は、許可相当であると判断いたしました。

以上で現地調査の報告を終わります。

議 長

ご苦労さまでした。

次に、番号3番、4番の案件について、16番岩野悦子委員より報告願います。

第 1 6 番 委 員

16番岩野です。番号3番と4番の案件について、現地調査の報告をいたします。

7月14日の午前に、北部地区の宮本賢委員、渡辺好章委員、小坂倫充委員、と事務局の田尻係長と現地調査に行ってきました。

譲受人である[ ]が従業員用の駐車場を造成するため、譲渡人である[ ]所有の田を売買により取得し、永久転用しようとするものです。

議 長  
第 3 番 委 員

農地転用の許可基準である立地基準についてですが、申請地は、「おおむね 10 ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地」に該当するため、第 1 種農地となりますが、既存施設の駐車場を拡張しようとするものであることから、例外規定である「拡張に係る部分の敷地の面積が、既存の施設の敷地の面積の、2 分の 1 を超えないもの」に該当すると考えられます。

一般基準についてですが、関連法令の許認可の見込みがあり、計画に見合う資金の裏付けがあることから、事業実施の確実性があることを確認しました。

また、周辺農地への被害防除措置としては、アスファルト舗装、敷砂利、側溝等により土砂が隣地に流出しないようにする。また、雨水排水については、側溝を整備して放流し、部分的に敷砂利を行い排水抑制する計画であることから土砂の流出、崩壊その他の災害を発生させるおそれ、農業用排水施設の機能に支障を生じるおそれはないものと考えられます。

以上のとおり許可基準を満たしていることから、農地転用は、許可相当であると判断いたしました。

以上で現地調査の報告を終わります。

ご苦労さまでした。

次に番号 5 番の案件について、3 番宮本賢委員より報告願います。

3 番宮本です。番号 5 番の案件について、現地調査の報告をいたします。

7 月 14 日の午前に、北部地区の渡辺好章委員、小坂倫充委員、岩野悦子委員と事務局の田尻係長と現地調査に行ってきました。

借受人である [ ] が建設工事の仮設駐車場を設置するため、貸付人である [ ] 所有の田を賃貸借権の設定により貸借し、一時転用しようとするものです。

農地転用の許可基準である立地基準についてですが、申請地は、「おおむね 10 ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地」に該当するため、第 1 種農地となりますが、工事現場に隣接する土地に仮設駐車場を一時的に設置しようとするものであることから「申請に係る農地を仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うものであって、当該利用の目的を達成する上で当該農地を供することが必要であると認められるもの」という例外規定に該当すると判断します。

一般基準についてですが、関連法令の許認可の見込みがあり、計画に見合う資金の裏付けがあることから、事業実施の確実性があることを確認しました。

また、周辺農地への被害防除措置としては、現状高を変えずに鉄板を敷き十分な転圧を行うほか、雨水は勾配をつけて隣接する水路へ排水する計画であり、事業完了後は、農地に原状復旧する計画であることから土砂の流出、崩壊その他の災害を発生させるおそれ、農業用排水施設の機能に支障を生じるおそれはないものと考えられます。

以上のとおり許可基準を満たしていることから、農地転用は、許可相当であると判断いたしました。

以上で現地調査の報告を終わります。

議 長

ご苦労さまでした。

これより、質疑に入ります。質疑ございませんか。

第 1 8 番 委 員

18 番田口です。5 番の案件ですが、面積 32 ㎡ですが、この事業計画の台数を駐車することができるのでしょうか。

また、これは他事業の追加案件ですか？

事 務 局

18 番田口委員のご質問にお答えします。当該面積に対して、事業計画の台数が駐車できるのかというご質問ですが、この土地につきましては、実測値の面積と公図での面積が、相違している土地です。

事業計画の土地は、当該農地の 32 ㎡の他、公衆用道路という地目の 76 ㎡の計 108 ㎡が登記面積となっておりますが、実際は 836 ㎡でございます。

申請者は、3 番と 4 番の案件の場所を当初、仮設の駐車場にすることで申請をしていましたが、その施主である、XXXXXXXXXXから、ここは従業員の駐車場にしたいと申し出があり、急遽申請を取り止め、今回の申請の場所に移したという案件です。

この土地のすぐ北側の方の宅地に、すでにこの現場用の仮設事務所を立てて、工事の方を着手しているということでございます。

議 長

その他、質疑ございますか？

——なしの声あり——

議 長

質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論ございませんか。

——なしの声あり——

議 長

討論なしと認めます。

質疑・討論を打ち切り、採決いたします。

議案第 2 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見の決定について、許可相当の意見を付すことに賛成する委員の挙手を求めます。

——委員挙手——

議 長

挙手全員であります。

よって、本案は許可相当の意見を付して県に進達することに決定しました。

議 長

日程第 6、議案第 3 号農用地利用集積等促進計画の作成要請の決定についてを議題とします。

事務局説明を求めます。

事 務 局

【事務局 朗読説明】

議 長

説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

第 1 8 番 委 員 18 番田口です。  
農地バンクを使った場合、賃借料に応じて手数料を徴収すると聞いていましたが、使用貸借の場合はどうなるのでしょうか。

事 務 局 18 番田口委員のご質問にお答えします。農地バンクを利用した場合、耕作者及び所有者に賃借料の 1% 手数料が発生しますが、使用貸借の場合は、賃借料 0 円なので、手数料も 0 円となり、手数料はかからないということになります。

第 1 0 番 委 員 10 番高橋です。利用権設定 2 番の案件について、田の契約期間が 5 か月ですが、どうゆうことでしょうか。

事 務 局 10 番高橋委員のご質問にお答えします。こちらの案件は、所有者から農業委員会へ相談があった案件で、今回の耕作者とつなぐことができたものです。

議 長 しかし、契約を結ぶのが遅くなってしまい、さらには、耕作しづらい土地であったため、今年限りの契約にするということです。

議 長 その他、質疑ございませんか。  
——なしの声あり——

議 長 質疑なしと認めます。  
討論に入ります。討論ございませんか。  
——なしの声あり——

議 長 討論なしと認めます。  
質疑・討論を打ち切り、採決いたします。  
議案第 3 号農用地利用集積等促進計画の作成要請の決定について、原案のとおり決定することに賛成する委員の挙手を求めます。  
——委員挙手——

議 長 挙手全員であります。  
よって、本案は、原案のとおり決定しました。

議 長 日程第 7、議案第 4 号令和 8 年度金ケ崎町農地パトロールの実施についてを議題とします。  
事務局 説明を求めます。

事 務 局 長 【事務局 朗読説明】  
説明が終わりました。  
これより質疑に入ります。質疑ございませんか。  
——なしの声あり——

議 長 質疑なしと認めます。  
討論に入ります。討論ございませんか。  
——なしの声あり——

議 長 討論なしと認めます。  
質疑・討論を打ち切り、採決いたします。  
議案第 4 号令和 8 年度金ケ崎町農地パトロールの実施について、原案のとおり決定することに賛成する委員の挙手を求めます。  
——委員挙手——

議 長 挙手全員であります。  
よって、本案は、原案のとおり決定しました。

議

長

これで、本日の日程は、全部終了いたしました。  
令和8年第7回金ヶ崎町農業委員会会議を閉会します。ご苦労さ  
ました。

時間 14 時 25 分